

第2次高槻市環境基本計画

〔令和4年3月改訂版〕



高槻市

はじめに

わたしたちのまち高槻は、北摂山系の美しい山なみ、淀川・芥川など身近な市民生活に寄り添う河川、南部地域に広がる田畑、これらの豊かな水とみどりに恵まれた良好な市街地が形成されています。

このような本市の特徴である豊かな自然をはじめとしたさまざまな環境を守り、将来の世代へ継承していくため、2001年には環境基本条例を定めたほか、近年では2017年に「第2次高槻市環境基本計画〔改訂版〕」を策定するなど、これまで市民・事業者・行政が協働して環境の保全と創造に関する様々な取組を進めてまいりました。

一方、近年は地球温暖化、さらにはこの影響も受けた異常気象が頻発しているほか、生物多様性の損失などの、地球規模での環境問題がますます深刻化しています。そのため、国際社会においてはパリ協定が採択されるなど、協力して環境課題に取り組むための枠組みの整備が進んでいます。また、国内においても地球温暖化等の各種課題への取組が加速するなど、環境施策を取り巻く状況や市民意識は大きく変化しつつあります。

このたび、取り巻く社会情勢の変化や市民意識の変化を踏まえ、本市の環境施策の基本理念となる「第2次 高槻市環境基本計画〔令和4年3月改訂版〕」を策定しました。

今後は、本計画に基づいて、市民・事業者・行政が相互に協力・連携しながら、環境意識を高め、環境配慮行動を実践し、良好な環境を保全・創造してまいりますので、皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後になりますが、本計画の策定に当たり、ご尽力を賜りました高槻市環境・温暖化対策審議会の委員の皆様をはじめ、貴重なご意見・ご提言をいただきました市民の皆様や関係者の方々に、心からお礼を申し上げます。



2022年3月

高槻市長 濱田 剛史

目 次

第 1 章 計画について.....	1
第 2 章 高槻市の環境の現状と課題.....	4
第 3 章 計画の目標.....	19
第 4 章 目標達成のための基本方針.....	20
第 5 章 計画推進に向けて.....	26

第1章 計画について

1.1 趣旨

市は2001年4月に施行した「高槻市環境基本条例」に基づき、2002年3月に「高槻市環境基本計画」を策定しました。その後、2012年3月に「第2次高槻市環境基本計画」を、2017年3月に「第2次高槻市環境基本計画〔改訂版〕」を策定し、これに基づき市民・事業者・市が協働して環境の保全と創造に関する様々な取組を進めてきました。

しかし、例えば自然環境については、2018年の台風第21号により北部森林へ甚大な被害が生じるなど、大きな変化が見られます。さらに、近年の地球温暖化への関心の高まりと相まって、市民が自然環境や地球環境に改めて着目・行動する契機が生じています。

また、世界的には、地球温暖化の影響も受けた自然災害の頻発や生物多様性の損失、プラスチックによる海洋汚染など、地球規模での環境問題がますます深刻化しています。そのため、2015年の国際サミットでは、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現をめざした「持続可能な開発目標(SDGs)」が採択されました。また、同年の第21回国連気候変動枠組条約締約国会議(COP21)では、平均気温の上昇を1.5℃以内に抑えることを目標とした「パリ協定」が採択されるなど、国際社会全体が協力して環境問題に取り組むための枠組みの整備が進んでいます。

一方、国内では、2018年4月に「第5次環境基本計画」が閣議決定され、気候変動対策や循環型社会の形成などを着実に推進することが示されました。また、2021年5月には「地球温暖化対策推進法」が改正され、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにするカーボンニュートラルが基本理念として位置づけられました。さらに、同年6月には「プラスチック資源循環促進法」が成立し、多様な物品に使用されているプラスチックの包括的な資源循環推進体制の強化が示されるなど、環境に係る法令の制定が進んでおり、今後は具体的な取組が急速に進展していくと予想されます。

このような中、市では2021年2月に「第6次高槻市総合計画」を定め、将来都市像の一つとして「良好な環境が形成されるまち」を改めて位置づけ、引き続き総合的かつ計画的に環境施策を推進していくこととしました。また同時期に、「第2期たかつき地球温暖化対策アクションプラン」を策定し、市域全体における温室効果ガスの排出量削減に向けた取組の一層の促進を図っているところです。

以上に示す諸情勢の変化を踏まえ、このたび市の環境施策の基本理念となる環境基本計画の時点修正をおこない、「第2次高槻市環境基本計画〔令和4年3月改訂版〕」(以下、「本計画」という。)として策定するものです。

1.2 計画の位置づけ

本計画は、「高槻市環境基本条例」第9条に基づき、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。なお、策定にあたっては、まちづくりの中長期的な方向性を示し総合的かつ計画的な行政運営を行うためのビジョンである「第6次高槻市総合計画」を上位計画とし、関連する各種の行政計画と整合を図ります。

また、本計画を踏まえた具体的な取組については、環境関連分野の個別計画と合わせて、市民・事業者・行政のそれぞれの立場での具体的な取組を示す「たかつき環境行動計画」として定めることとします。

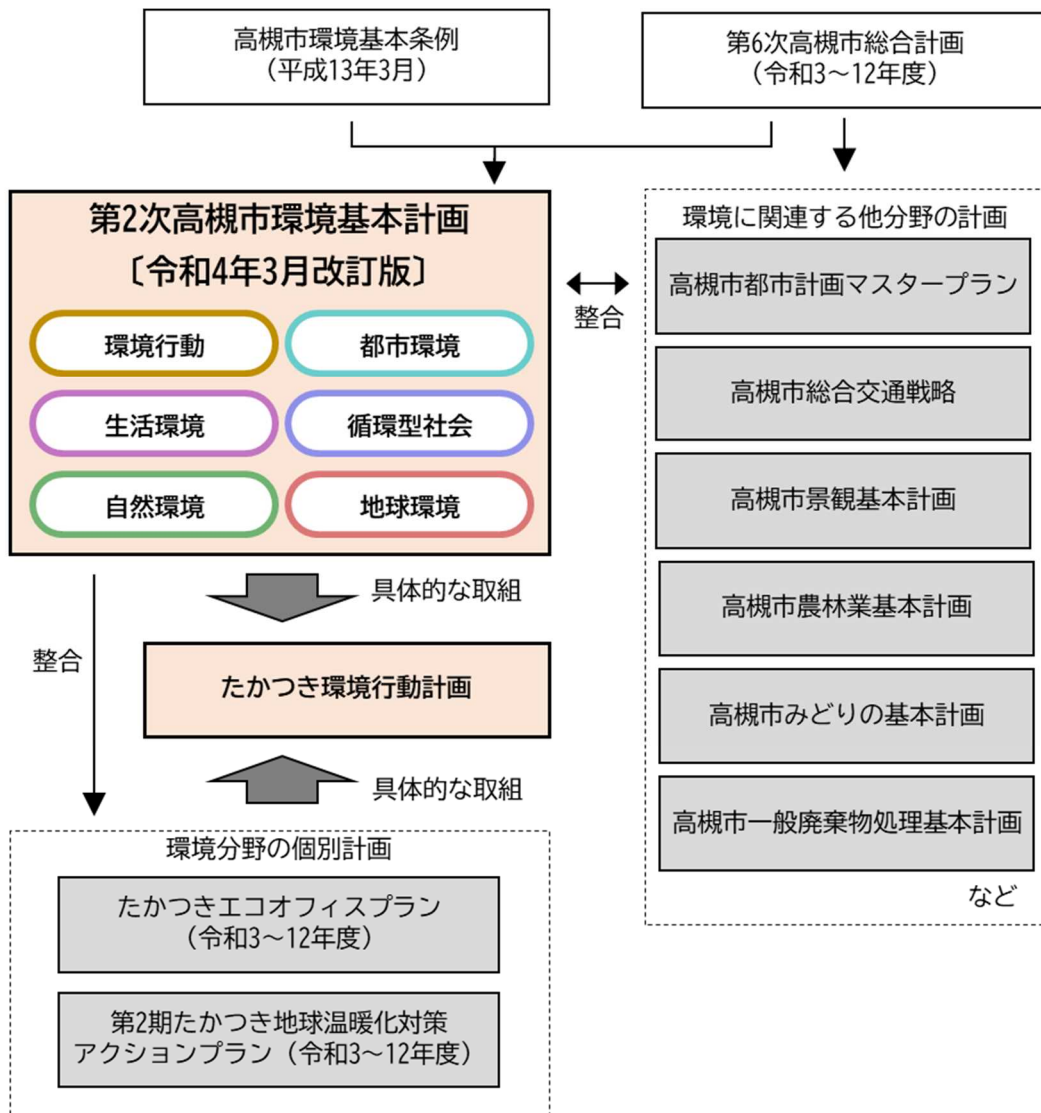


図 計画の位置づけ

1.3 計画の対象範囲

本計画の対象とする環境分野は、環境行動・生活環境・自然環境・都市環境・循環型社会・地球環境の6分野とし、下表に示す内容で構成します。また、計画の対象地域は、高槻市の行政区域全域とします。

なお、国・大阪府・近隣市町など関係機関と協力する必要がある事項については、連携・協調します。

表 本計画の対象とする環境分野

環境行動	環境に対する市民・事業者・行政の具体的な行動
生活環境	大気、水質、土壌、騒音、振動、悪臭など健康な市民生活に関わる環境
自然環境	生物多様性、森林、水辺、農地などの自然環境
都市環境	住まい・くらし・働く空間の環境
循環型社会	廃棄物の発生抑制や再利用などの資源循環
地球環境	地球温暖化など地球規模の環境

1.4 計画期間

本計画は、地球温暖化をはじめとした取り巻く環境の急激な変化へ柔軟に対応していくため、計画期間を定めず、社会情勢の大きな変化や諸制度の重大な変更が生じた時など、必要な時期に審議会等での議論も踏まえながら見直しを行います。

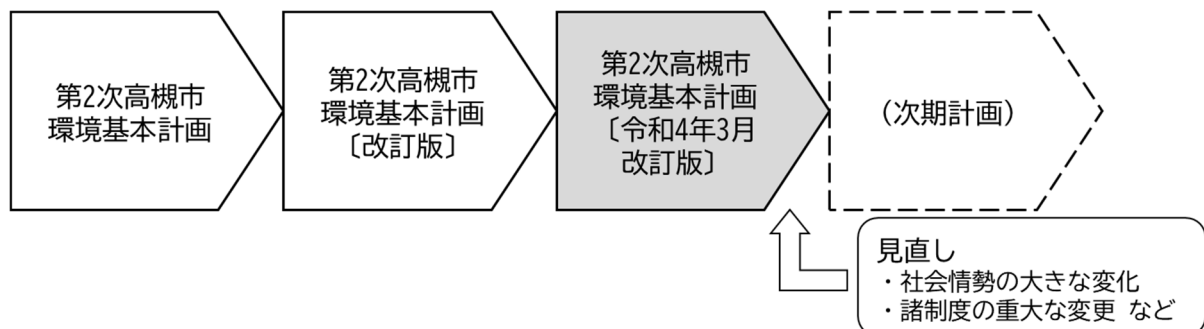


図 計画見直しの考え方

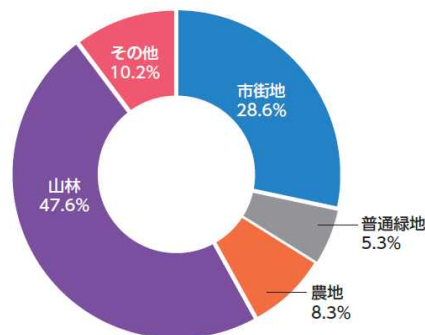
第2章 高槻市の環境の現状と課題

2.1 高槻市の特性

(1) 地勢

本市は大阪府の北東にあって、大阪と京都のほぼ中間に位置し、双方から約20kmの距離があります。

面積約105km²の市域は東西約10km、南北約23kmと南北に長く、標高は淀川河川敷の約3mから最高地はポンポン山の約679mとなっています。また、北部には北摂山系の山並みが連なり、南部には淀川が形成した平地が広がっているなど、多様な地形を有しています。



(出典：第6次高槻市総合計画)

図 土地利用の状況

(2) 土地利用

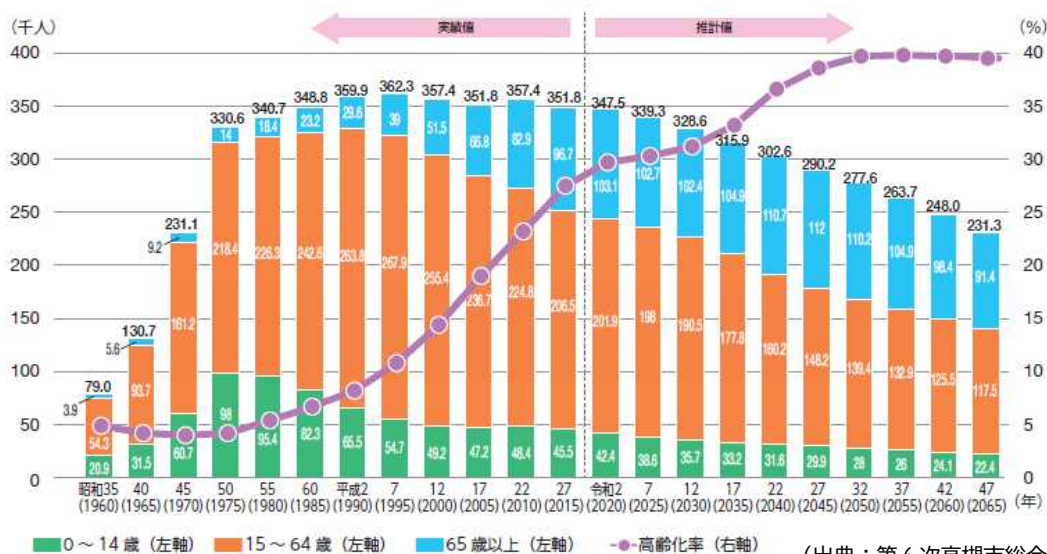
市域の土地利用は、山林が47.6%と最も多く、農地の8.3%、公園などの普通緑地の5.3%と合わせて60%超が緑に関係した土地利用となっていることが本市の一つの特徴です。

また、市街地のうち、工場等は幹線道路沿道に立地されているほか、当初は郊外に立地していたものの、人口急増期の宅地開発により住工混在となったものも見られます。

(3) 人口

人口は、高度経済成長期に大阪・京都への利便性の高さから急増しましたが、1975年以降は約35万人で推移しています。一方で、65歳以上の高齢者の割合は、近年は急速に高まっています。

将来人口推計では、総人口は徐々に減少し、概ね20年後の2040年には約30万人と予測されています。また、高齢者の割合は同年には約37%に達すると見込まれます。



(出典：第6次高槻市総合計画)

図 人口推移・将来人口推計

2.2 環境行動の現状と課題

(1) 環境情報

現状

環境基本計画の目標を達成するためには、あらゆる市民・事業者が環境について知り・理解し・考えることが、その第一歩となります。そのため、様々な環境団体や環境意識の高い市民・事業者が積極的な情報発信に取り組んでいます。また、市においても、様々な方法で環境情報の発信に努めており、広報誌、ホームページ、「エコ&クリーンフェスタ」や「都市緑化フェア」などの環境イベント、けやきの森市民大学や地域の公民館での環境関係の講座の開催などに取り組んでいます。



写真 エコ&クリーンフェスタの開催状況

一方、市民意識調査では、環境活動に関する情報や呼びかけが十分にあると思う市民の割合は、2020年で約44%となっており、一定のレベルには達しているものの、さらなる充実の余地があるものと考えられます。

なお、2020年の割合が高くなっているのは、世界的な環境課題である地球温暖化問題を契機としたさまざまな媒体での環境情報の充実、新型コロナウイルス感染症を契機とした身近な自然や緑への回帰、これまでの様々な環境施策などにより、市民の環境情報に対する受信力が向上したことや、環境意識の目覚めに

つながったことが一つの要因とも考えられます。



(出典：高槻市市民意識調査（各年度版）)

図 環境活動に関する情報や呼びかけが十分にあると思う市民の割合の推移

今後の課題

多様な情報が世の中にあふれる中で、環境情報に着目し、それが環境活動につながる必要があります。そのため、新型コロナウイルス感染症による意識変化や今日的なライフスタイルの変化を踏まえながら、多様な主体により様々な環境情報が受け手の状況に応じた形で提供されること、また、市民・事業者がこれを感度高く受信し、環境意識を高めていくための機運の醸成が課題です。

(2) 環境活動

現状

私たちの生命を育んでいる健全で恵み豊かな環境を保全しながら将来に引き継ぐためには、市民・事業者・行政がそれぞれの立場で環境活動を実践することが必要です。

本市には環境活動に市民・事業者が主体的に参加できる様々な機会があり、身近な清掃活動、森林や緑・公園の維持管理において市民・事業者が活躍しています。例えば、行政と協働して環境活動に取り組む「たかつき環

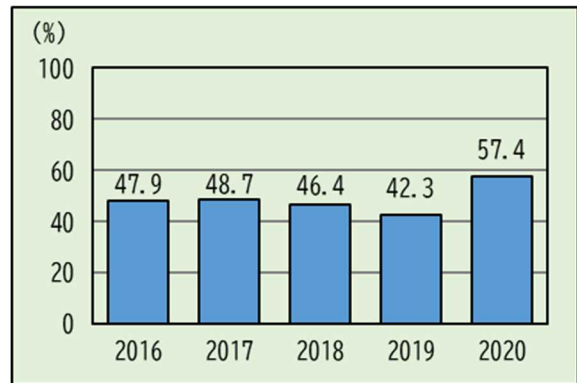
境行動ネットワーク」に参画する環境保全活動団体の会員として、2012年は約800人、2020年は約1,050人が在籍しており、市内における環境活動の推進の一助となっています。

また、市では「たかつき市民環境大学」や「市民林業士養成講座」を開催し、環境活動や環境教育を担う人材を育成しています。



写真 たかつき市民環境大学の開催状況

一方、市民意識調査では、良好な環境づくりを目指した活動が豊富にあると思う市民の割合は、2020年度は57.4%となっており、概ね市民の半数は環境活動が充実していると評価しています。



(出典：高槻市市民意識調査（各年度版）)

図 良好な環境づくりを目指した活動が豊富にあると思う市民の割合の推移

今後の課題

市民・事業者が環境活動の第一歩を踏み出すことができるよう、すで実践している関係者が市との協働等によるきっかけづくりに取り組むことが必要です。その際には、次世代を担う若い人への働きかけも重要となります。

また、環境活動を持続し幅を広げていくとともに、国の「第5次環境基本計画」の地域循環共生圏に示されるように地域特性に応じて補完し支えあうこと、そして新しい取組にチャレンジしようとする機運の醸成が、今後の課題です。

Column コラム

SDGs (Sustainable Development Goals) とは

2015年の国連総会において、持続可能な開発目標 SDGs が採択され、「誰ひとり取り残さない」社会の実現を目指すため、2030年までに国際社会がめざすべき17の目標 (Goals) が設定されています。

本市においても SDGs の目標を踏まえて施策を推進していくことが求められていることから、本計画の基本方針がどの目標に寄与するかを、第4章で「SDGs への貢献」として示しています。



2.3 生活環境の現状と課題

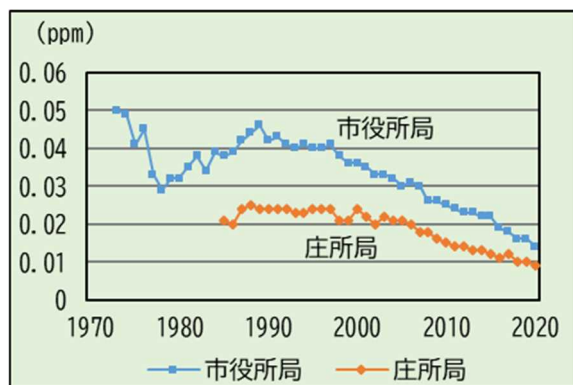
(1) 大気環境

現状

大気汚染とは、工場や自動車からの排出ガスなど、種々の人間活動に伴い排出される有害な物質の大気中濃度が高くなり、人の健康や生活環境に影響を及ぼす状態をいいます。

このような大気汚染を未然防止するために、大気汚染防止法などにに基づき、事業者等は環境負荷の低い機器の導入・運用に取り組んでいます。また、市は大気汚染の状況を把握するため、大気常時監視局を設置し、24時間測定を行っています。

その結果からは、環境基準が定められた大気汚染物質のうち二酸化硫黄（SO₂）、一酸化炭素（CO）、浮遊粒子状物質（SPM）、二酸化窒素（NO₂）、微小粒子状物質（PM_{2.5}）は環境基準を達成しており、さらに大気中の濃度（年平均値ベース）は長期的に減少傾向にあります。



(出典：たかつきの環境（各年度版）)

図 大気中の二酸化窒素（年平均値）の推移

今後の課題

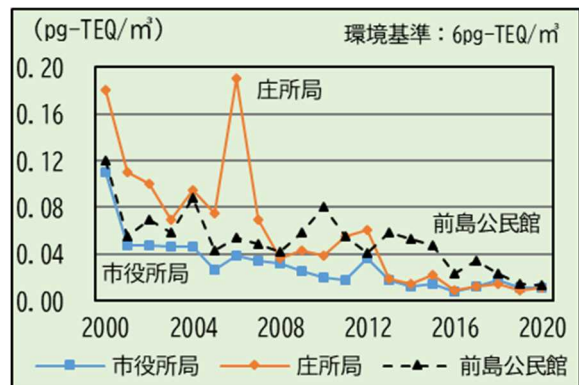
事業所に設置されるボイラーなどの固定発生源や自動車などの移動発生源に対しては、既に一定の規制がなされ個々で対策がとられていることから、その効果が引き続き発揮された状況を維持するよう、市民・事業者・行政が取り組むことが課題です。

(2) 化学物質等

現状

大気や水中などには様々な化学物質が存在しており、人体へ影響を及ぼすものもあることから、環境測定やPRTR制度（特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律）に基づく排出量等の把握が行われています。

このうちダイオキシン類については、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき様々な規制や措置が定められており、各事業者が対策に取り組んでいます。その結果、大気中の濃度は減少傾向にあるとともに、環境基準を下回って推移しています。



(出典：たかつきの環境（各年度版）)

図 大気中のダイオキシン類濃度の推移

また、PRTR制度の対象となる市内の事業者による指定化学物質の大気・公共用水域への排出量と廃棄や下水への移動量の合計量は、化学物質の使用量の削減に取り組む事業者の自主的な努力により、減少傾向にあります。

なお、大気・公共用水域への排出量としてはガソリンに含まれる成分（キシレン、トルエン、エチルベンゼン）、工業製品の製造プロセスで洗浄剤として用いられるもの（塩化メチレン）で、約6割を占めています。



(出典：たかつきの環境 (各年度版))

図 化学物質の排出量・移動量の推移

農薬等については、食品中の残留農薬の基準が定められているほか、国等で安全性に関する議論が適宜行われています。また、市域では適正使用に向けた啓発や利用管理に向けた取組などが行われています。

今後の課題

環境中のダイオキシン類濃度については、引き続き、法令に基づく施設の操業管理等が徹底され、環境基準が達成された状況を維持できるよう、事業者が中心となって取り組むことが必要です。

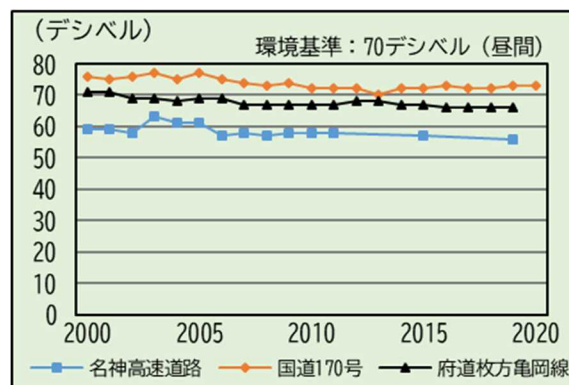
また、化学物質については、環境意識の高まりを踏まえた使用量削減や代替物質への切り替え等を、事業者が自主的かつ積極的に進めることが課題です。

(3) 騒音・振動・悪臭

現状

市内には、高速道路や国道などの幹線道路、新幹線などの複数の鉄道が整備されており、これらによる騒音や振動が市民生活に影響を及ぼしているケースが見られます。

そのため市では定期的に測定しており、道路騒音については一部で環境基準が達成されておらず、また、新幹線騒音についても環境基準が達成されていない地点があります。



(出典：たかつきの環境 (各年度版))

図 自動車騒音 (昼間) の推移

そのほか、工場・事業場と住宅とが近接している地域では、操業にともなう騒音・振動・悪臭の苦情が散発的に発生しています。

このため、工場・事業場では適宜、設備導入等の対策に取り組んでおり、市としても「企業定着促進補助金」により支援することで、操業環境と周辺住環境の両立に努めています。

今後の課題

道路に関しては、車両の電動化により騒音が低下する一方、物流量の増加に伴い貨物車両が増大することによる振動の深刻化が想定されることから、車両と道路構造の双方からの対応が課題です。また、鉄道騒音・振動については、事業者による自主的な対策の充実を通じた軽減が課題です。

工場・事業場からの騒音等については、事業場等の近接地での新たな住宅開発や住民の環境意識の高まりによる苦情の増加も懸念されることから、相互に理解し、地域で共存することが課題です。

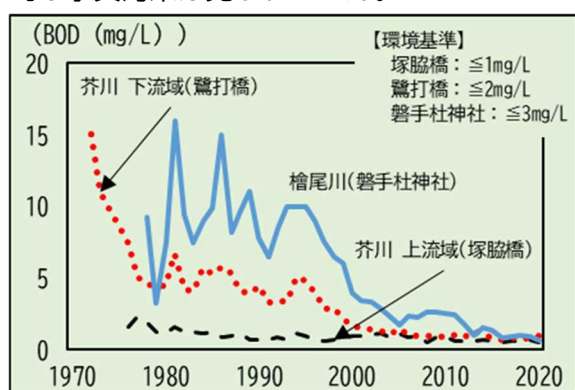
(4) 公共用水域

現状

市内には芥川や檜尾川をはじめとする河川や水路といった公共用水域が数多く存在し、親水や農業用水等、市民に広く利用されてい

ます。市ではこれらの公共用水域の汚濁状況を把握するため、定期的に水質を測定しています。

この結果のうち、河川の汚れを示す代表的な指標であるBOD濃度は、芥川・檜尾川ともに1970年代と比較すると大きく改善され、近年は環境基準を達成するとともに、子どもが親水空間で水遊びする姿も見かけるようになってきました。この背景には、市域の下水道普及率が100%近くに達したことや、水質汚濁防止法等による事業場への排水規制の遵守が挙げられ、事業場排水・生活排水による恒常的な水質汚染は見られません。



(出典：たかつきの環境（各年度版）)

図 河川水のBOD濃度の推移（年平均値）

また、農業用水路についても、用水期に水質の測定を行っており、重金属等有害な物質が含まれていないことを確認しています。

今後の課題

河川や水路等において、それぞれの利用目的に応じた良好な水質が維持されるよう、事業者を中心に基準を十分に満足して排水するなど、それぞれの役割を果たすことが課題です。

(5) 土壌汚染・地下水汚染

現状

土壌汚染やそれに伴う地下水汚染は、健康に影響を及ぼす恐れがあることから、土壌汚染対策法等において一定規模の工事の機会や有害物質を使用する事業場の閉鎖等の契機をとらえて土壌汚染の調査を義務付けています。また、この調査において土壌汚染が確認された場合、汚染があるとして区域指定するとともに公表しています。なお、区域指定された区画においては、土地所有者は状況に応じて汚染土壌の撤去や隔離等を行い、健康リスクの低下を図ることとなっています。

市域における法令に基づく調査の契機は、2010年から2020年の11年間で延べ356件、区域指定は延べ40件となっています。

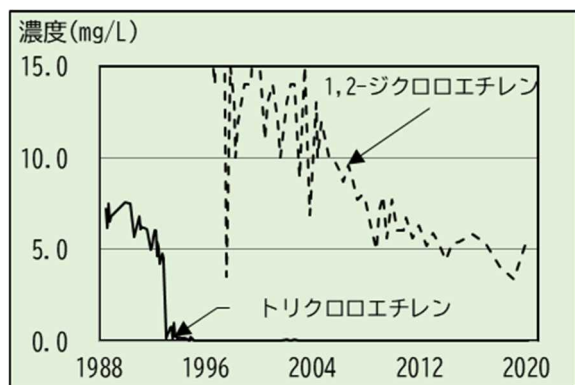


(出典：たかつきの環境（各年度版）)

図 調査契機件数と区域指定件数

また、1980年代に市域において高濃度の地下水汚染が確認されたことから、市では市内各所で地下水の水質測定を行い、継続的に実態を把握しています。

近年の状況を見ると、トリクロロエチレンなどについては、高濃度エリアにおける浄化の取組や微生物による分解などにより、低下傾向にあります。



(出典：たかつきの環境 (各年度版))

図 桃園町における地下水汚染状況の推移



(出典：たかつきの環境 (各年度版))

図 苦情発生件数の推移

今後の課題

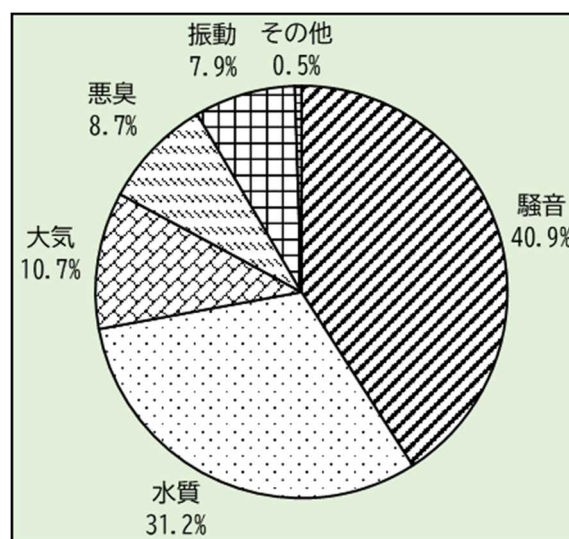
事業者は土壌や地下水に関する新たな汚染の未然防止を図るとともに、過去の事業活動等に伴う土壌汚染が明らかになった場合は土地所有者が法令等に従って適切に対応することが必要です。

(6) 生活環境に係る苦情

現状

市域における生活環境に係る市民等からの苦情は、工事に伴う騒音や粉じん、事業場からの臭気、水路の汚濁など多岐にわたっています。市民などからの苦情が行政に寄せられた際には、現地調査による状況把握や原因究明を行い、原因者による対応を図ることで、再発防止に取り組んでいます。

苦情の発生件数は、2006年度以降、減少傾向にあるものの、年間80件程度発生しています。内訳としては、騒音（解体工事、カラオケ等）、水質（油、塗料等の流出）に関するものが多くなっています。



(出典：たかつきの環境 (各年度版))

図 苦情の内訳 (2016年～2020年)

今後の課題

苦情の原因の多くを占める騒音は解体工事によるものが多くを占めますが、そのほかにも住民の環境に対する意識の高まりや新たな居住者等による既存事業場への苦情などがあり、法令遵守のみならず、双方のコミュニケーションやお互いへの配慮意識の醸成が今後の課題です。

水質に関する苦情については、事業場における事故によるもの以外にも、油や塗料の不法投棄が原因と考えられるものも多く、事業者を中心とした事故の未然防止やモラルの向上が今後の課題です。

2.4 自然環境の現状と課題

(1) 生態系

現状

市域においては、北部森林と南部の平野・農地が、芥川や檜尾川などを介してつながることで、みどりと水に恵まれた豊かな自然が形成され、多様な動植物が生息しています。

このうち芥川や檜尾川の上流部などには絶滅が危惧される動物などが生息しており、市ではこれらを「高槻市緑地環境の保全及び緑化の推進に関する条例」で保護動物に指定しています。このほか、国の特別天然記念物のオオサンショウウオが市域に生息しています。

表 高槻市の保護動物

両生類	ヒダサンショウウオ カスミサンショウウオ モリアオガエル カジカガエル
昆虫類	ホタル科全種 ムカシトンボ

さらに、淀川河川敷の鶺鴒にはヨシ原が広がり、地域が中心となった定期的なヨシ焼きにより健全な育成が図られています。これより、野鳥や動植物の貴重な生息地となっているほか、このヨシを用いて宮内庁で使われている雅楽の箆築（ひちりき）の蘆舌（ろぜつ）が作られています。



写真 鶺鴒

なお、この鶺鴒を通過する新名神高速道路の整備に際しては、環境保全について検討し、これを踏まえた建設とモニタリングが行われています。

また、これらの自然環境を保全していくため、市民団体等が生き物の生息・生育の場を守り・創出する活動を行っています。例えば、津之江公園の自然再生エリアでは、市民団体と市が協働で外来植物の駆除や在来種の保全などに取り組んでいます。その他にも、楊梅山などの山林や竹林では、市民ボランティアが間伐などの整備活動を行っています。

一方で、在来種の生息に悪影響を与える特定外来生物に対しては、国レベルでの水際対策に加えて、市域でも防除に取り組んでいます。このうちミズヒマワリなどの繁殖力の強い特定外来植物等に対しては、地域・市民団体が中心となって定期的に駆除を行っているほか、アライグマについては市が簡易捕獲器を貸し出しています。その他、イノシシやシカなどにより農地・森林での食害による被害が発生していることから、有害鳥獣対策に地域・大阪府猟友会高槻支部・市が協働で取り組んでいます。

今後の課題

貴重な動植物の保全や生物の多様性の確保のためには、市域に生息する動植物の生息状況を把握するとともに、自然環境の保全に配慮した開発や、市民団体が主体となって貴重な動植物の生息に適した環境の保全と創出に取り組むことが必要です。

また、特定外来生物や有害鳥獣に対しては、関係者が協働して継続的に対策に努めることが重要です。

(2)森林の保全

現状

市域の北部には、北摂山系の一部をなす森林が広がっており、府内で3番目の面積を有しています。この一部が近郊緑地保全区域、保安林、地域森林計画対象民有林に指定されているほか、大阪府立北摂自然公園にポンポン山地区が、大阪府の自然環境保全地域に本山寺周辺が、風致地区に摂津峡周辺が指定されています。加えて生物多様性保全上重要な里地里山に摂津峡・原城山、ポンポン山・本山寺が選定されています。

都市部に近いこれらの森林は、動植物にとって貴重な生息・生育空間であるとともに、都市住民にとっての心身の癒し空間として、また雨水を蓄え浄化する水源涵養機能などを有しており、これらの森林の多面的な機能は市にとって重要な役割を果たしています。

また、北部森林は本山寺周辺で多く見られるモミ・ツガ・カシなどの天然林や、各地域で植林されたスギ・ヒノキなどの人工林で成り立っています。

このうち人工林については、森林所有者からの信託を受けた大阪府森林組合が中心となって、長年にわたって間伐などの適正管理に取り組んできました。また、様々な場所での森林ボランティア活動や企業の地域貢献活動と相まって、きめ細かい森林の保全や資源の有効利用に取り組んできましたが、間伐などの管理が充足していない箇所も残されています。このような中、2018年には、台風第21号により613haの人工林に甚大な被害が生じたことから、近年は国府市の補助により森林組合が復旧に取り組むとともに、一部については今後の在り方について関係者で検討が進められています。



写真 檜田地区における台風被害の状況

さらに、森林は必ずしも十分な監視を行うことができないことから、不法投棄や不適正な土砂埋立てを行おうとするものがみられます。そのため、地域が主体となって定期的にパトロールしているほか、市では林道の適正利用を目的とした「林道管理条例」や、災害防止と環境保全を目的とした「土砂埋立て等の規制に関する条例」を制定・運用し、山林の適正管理を支えています。

今後の課題

市域北部の森林は、里地里山として、地域の方々による生活や農林業等での利用を通じて維持・形成されてきました。しかし、今日的な社会情勢を鑑みると、森林の有する多面的機能（物質生産、水源涵養、土砂災害防止、生物多様性保全、地球環境保全、レクリエーションなど）の重要性を十分に認識し、社会全体でこれを適切に発揮できる持続的な仕組みづくりに取り組むことが大きな課題です。

また、北部の森林においては、森林の有する多面的機能の適正な発揮、その中でも地球温暖化対策としての二酸化炭素の吸収源としての機能発揮が重要であることも念頭におきながら、今日的な情勢を踏まえた台風被害からの森林の再生が大きな課題です。

(3) 農地の保全

現状

市域の農地は、比較的面積の広い農地が北部の山間部や南部の平野に広がり、市街地には生産緑地を中心に小規模な農地が位置しています。これらの農地は米や野菜の生産の場としての役割だけでなく、洪水防止機能や水源涵養機能、生物多様性保全機能や土壌の流出防止機能、憩いとやすらぎの空間機能など多面的な機能を有しており、環境面からも大きな役割を担っています。

市域の農地面積は約600haで、その約95%が田となっており、水稻中心の農業が形成されています。また、約1,300戸の農家は比較的規模の小さい農家が多いこと、担い手としては高齢者が多くなっていることが特徴です。

このような中、市域では大阪工コ農産物の認証を受けた農産物の生産、市内産の米や野菜の学校給食への利用、各地での朝市の開催など地産地消の取組が進んでいます。さらに、学校学習田や農業体験イベント、貸農園など、市民が農業を体感し、理解を深める機会が設けられています。

今後の課題

都市部に位置する市の農業の特徴を踏まえつつ、市民が農業の果たしている多様な機能について十分に理解し協力するとともに、農業従事者が市域において持続可能な農業を確立し、もって農地に係る自然環境を良好に保つことが課題です。

(4) 自然環境とのふれあい

現状

本市には北摂連山や芥川など、様々な自然が身近に感じられます。特に市域の中央を流れる芥川は、都市のシンボルであり、自然環境を代表する重要な存在です。そのため、「芥川創生基本構想」に基づいて遊歩道の整備や魚みちづくりが進められているほか、NPO団体などが中心となり河川の保全活動や研究活動に取り組んでいます。このような取組により、都心部の憩い・潤いの空間として、多くの市民が散歩や運動する様子がみられます。

また、市民意識調査からは、身近な自然環境とのふれあいを実感している市民の割合は70%以上となっており、多くが高槻の豊富な自然環境を前向きにとらえていることが分かります。



(出典：高槻市市民意識調査（各年度版）)

図 身近な自然環境とのふれあいを実感している市民の割合の推移

今後の課題

引き続き、市域の自然が適切に保全・創出されるとともに、これに親しむソフト・ハードのきっかけづくりを通じて、市民が自然保護について意識を高めながら適切にふれあえる状況を持続していくことが重要です。

また、「身近な自然環境とのふれあいを実感している市民の割合」は既に一定の水準に達していることから、今後はこの質の充実を図る必要があります。

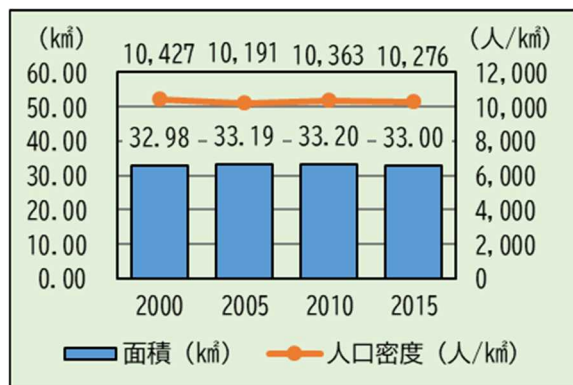
2.5 都市環境の現状と課題

(1) 都市構造

現状

市域ではこれまでの都市化の過程において、都市計画に基づく土地利用の誘導を図ったことで、鉄道駅周辺に商業や業務系の土地利用が進み、その周辺に住宅街が形成されてきました。さらに、鉄道駅を拠点として市営バスによる公共交通ネットワークを形成するとともに、環状・放射方向の道路ネットワークを整備してきました。また、近年ではJR高槻駅北東地区都市開発事業（2016年11月竣工）、JR高槻駅の新ホームの供用開始（2016年3月）や駅前広場の再整備など、中心市街地の魅力向上、公共交通の機能向上を図っています。

このような結果、国勢調査による人口集中地区（DID）は市街化区域と概ね一致するとともに、約10,000人/k㎡と高い密度を維持しています。また、市営バスの利用者数も延べ2,000万人/年前後と横ばいを保つことができます。



(出典：国勢調査（総務省）)

図 人口集中地区（DID）の推移

このように、市域では鉄道駅を中心としたコンパクトなまちが形成されており、移動に伴う環境負荷が相対的に少ない都市構造が形成されています。一方で、近年は空き家、特に適正管理されていない空き家の増加が課題となっています。

今後の課題

今後は人口減少が進むと想定されるなか、コンパクトシティ・プラス・ネットワークを志向したまちづくりにより、人口集中地区を中心として、賑わいと魅力あふれる中心市街地と一定の人口密度を有する郊外部を形成していくことが課題です。

(2) 公園やみどり

現状

市では都市部における憩いと潤いの空間の確保のため、様々な機会をとらえて公園整備やみどりの充実を図っています。

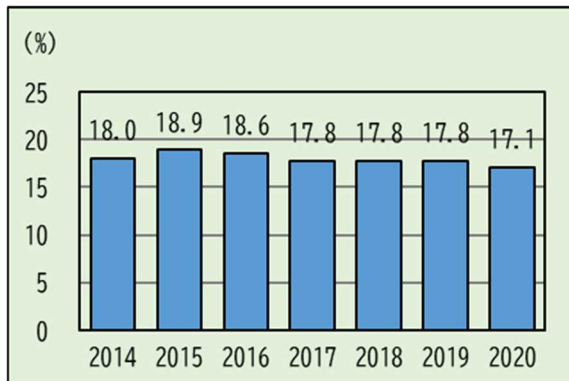
このうち公園については、貴重な歴史資産である安満遺跡を活用した安満遺跡公園（約22ha）が2021年3月に全面開園し、多くの市民が緑あふれる広大なオープンスペースを様々な形で利用しているさまが見られます。さらに、民間開発事業に伴う提供公園や民間施設整備に伴う緑化などを通じて、市街地における公園やみどりの充実を図っています。また、自治会などの地域コミュニティが中心となって、身近な公園の維持管理や道路などでの花と緑の創出と維持管理などが行われています。

そのほか市内に残された貴重な緑を守るため、市では社寺林などを樹林保護地区に指定しているほか、古木や大木のうち樹容が特に優れている樹木を保護樹木に指定しています。

表 保護樹林地区、保護樹木

樹林保護地区	社寺林など 21 地区、 約 13.8ha
保護樹木	クスノキなど 29 本

これらの取組もあり、2020年時点では市域には都市公園が約220か所存在しており、市民一人当たりの公園面積は5.91㎡と、2013年に比べて16%増加しました。また、市街地の中の緑の割合を調査した緑視率（市街地の複数の定点で、地表1.5mの高さで撮影した写真の中で緑の占める割合）は実測を開始した2014年以降、18%前後を維持しています。



(出典：たかつきの環境（各年度版）)

図 緑視率の推移

今後の課題

公園やみどりは、引き続き量的な充実を図るとともに、高齢化や行動様式の変化等を踏まえたニーズの多様化への対応や、持続可能な維持管理が課題となります。

(3) 景観

現状

市域には、北摂連山、淀川や芥川などの自然的景観、安満遺跡や今城塚、富田地区や西国街道といった歴史的景観、JR高槻駅周辺や北部・南部の住宅街などの市街地の景観など、特徴的な景観があります。これらの景観は、いずれも高槻らしさの象徴の一つであり、これを守り育てることは、良好な生活環境の創出のみならず、地域の魅力づくりやまちに対する愛着や誇りの醸成にもつながります。

このようなことから、市では2008年3月に「高槻市景観基本計画」を策定し、景観行

政団体として良好な景観の保全と創出に向けて取り組んでいます。近年では、大規模建築に際して事業者が景観に配慮した色彩を採用したり、屋外広告物の設置に際して周辺環境に配慮した大きさやデザインとする意識が芽生えています。また、富田地区は歴史的な街並みが特徴的ですが、建物整備に際して景観に配慮する際には、市は「まちなみ環境整備事業」を通じて支援しています。また、都市計画道路富田芝生線の整備では、休息施設等を石材調に統一するなど、歴史的な街並みに配慮しました。

さらに、市域の優れた景観をPRするため、市では「高槻ええとこクイズラリー」として8回にわたり、各地を楽しく周遊するイベントを開催したほか、2019年度には高槻市景観賞として、良好な建築物や景観まちづくりを表彰しました。



写真 高槻市景観賞受賞作品（横山家住宅）

今後の課題

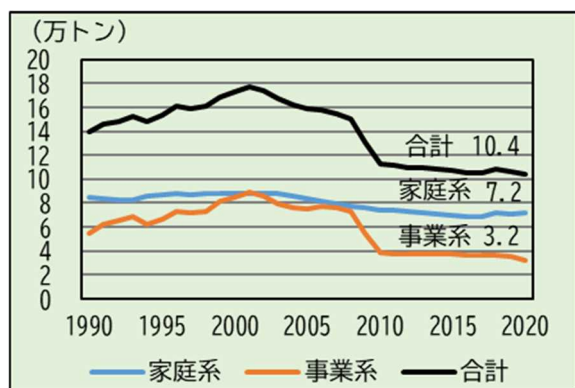
それぞれの市民・事業者が、景観の有する社会的役割を十分に認識し、良好な景観を享受することの価値や維持管理の労力を理解することが必要です。また、この所有者等においては、多くの市民・事業者の良好な景観に対する想いを踏まえ、自然的景観・歴史的景観・市街地の景観を引き続き良好に保全し、適時創出するという意識の醸成が重要です。

2.6 循環型社会の現状と課題

(1) ごみ処理状況

現状

市では家庭系ごみを、可燃ごみ、不燃ごみ、大型可燃ごみ、リサイクルごみの4つに分別して収集し、事業系ごみ(産業廃棄物を除く)とともに高槻エネルギーセンターに集めています。この搬入ごみ量は2002年まで増加していましたが、2008年の事業系ごみの搬入規制の強化により大きく減少したのち、微減傾向となっています。



(出典: たかつきの環境 (各年度版))

図 エネルギーセンターに搬入されるごみ量の推移

さらに、市では搬入されたごみを分別し、再資源化を図り、困難なものは焼却・埋立て処理しています。

また、エネルギーセンターではごみの燃焼時に生じる熱を利用して電気や温水を生み出し、施設内外で有効利用するとともに、電力の一部は環境にやさしいエネルギーとして供給しています。なお、2019年度からは第3工場を新たに運用し、高効率な発電と大気環境の負荷軽減を図っています。

今後の課題

ごみ排出量は人口や事業所数に比して増減するほか、ライフスタイルの変化の影響を受けます。そのため、市民・事業者が後述の3Rの推進に積極的に取り組み、ごみの排出を減

らす意識の醸成が課題です。また、ごみ処理においても、分別・再資源化により焼却や埋立て処分量の低減を図ることが必要です。



写真 エネルギーセンター第3工場

(2) 3Rの推進

現状

循環型社会、すなわち化石燃料等の消費を抑制し、環境への負荷ができるだけ低減された社会の形成のためには、リデュース(Reduce、ごみ発生抑制)とリユース(Reuse、再利用)を中心とし、これにリサイクル(Recycle)を加えた3Rの確立が必須となっています。

このうち、リデュースについては、2020年7月からのいわゆる容器包装リサイクル法に基づくレジ袋の有料化に先立ち、北摂10市町とスーパー各社が協定を締結し取組を進めてきました。また、市のエコショップ認定を得た飲食店等では、小盛りやハーフサイズのメニューの導入といった食品ロス削減に向けた取組が行われています。

リサイクルについては、市による資源ごみの収集のほか、地域の自治会等での古紙やアルミ缶などの集団回収、スーパーなどでの資源ごみの回収が行われています。なお、リサイクルごみの持ち去りに対しては、「廃棄物の減量及び適正処理等の推進に関する条例」を2018年度に改正し、これを禁じるとともに、

パトロール等の強化を行い、未然防止に努めています。また、公共工事の建設副産物については、法令の定めもあり概ね全量がリサイクルされています。

循環型社会形成に向けた市の取組経緯

年	主なできごと
2014	ごみアプリの提供開始
2016	リサイクルごみにペットボトルを追加
2017	エコショップ認定制度開始
2018	北摂10市町でレジ袋削減に向けた協定 資源ごみ持ち去りに対応した条例改正
2021	小型家電リサイクル業者との連携協定

一方、国レベルでは、2021年6月に「プラスチック資源循環促進法」が成立し、設計・製造者には環境に配慮したプラスチック製品の製造を、小売店には使い捨てプラスチックの無料配布の禁止やごみ削減の努力を、行政には資源ごみとしての回収が、今後は求められることとなりました。

今後の課題

リデュース・リユースを中心とし、これにリサイクルを加えた3Rの推進に際しては、市民・事業者のライフスタイルや事業形態がこれに適したものとなるよう、意識の醸成や仕組みの形成が大きな課題です。

また、プラスチック資源に関しては、今後、法に基づく具体的な国の施策展開を踏まえ、市民・事業者・行政に期待される役割を果たし、さらなるリデュース・リユースおよびリサイクルに努める必要があります。

(3) 不法投棄対策・環境美化の状況

現状

市では、「高槻市まちの美化を推進する条例」に基づき、不法投棄や吸い殻等のポイ捨て防

止、清掃活動に取り組み、まちの美化を推進しています。

この一環として、2001年度より環境美化推進デーを設定し、市民・事業者・各団体・行政等による市内の一斉清掃を実施しています。

不法投棄に対しては、市では多発地点の定期パトロールを実施するほか、幹線道路等の散乱ごみを回収することで誘発防止に取り組んでいます。加えて、家電リサイクル法等により適正処分が義務付けられたこともあり、不法投棄の回収量はピーク時に比べて近年は低位で推移しています。

なお、これらの取組は、今日的な問題である海洋プラスチック問題への対応にも寄与します。



(出典：たかつきの環境 (各年度版))

図 不法投棄回収量の推移

今後の課題

環境美化については、自らが居住したり働く地域や愛着のある地域において、環境美化意識の醸成、その実践と支援が課題となります。

不法投棄については、市民・事業者がリサイクルしやすい仕組みとその意識の醸成が課題となります。

2.7 地球環境の現状と課題

(1) 温室効果ガス排出削減に向けた取組

現状

2021年の気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第6次報告書では、これまで可能性として語られてきた人為的な温暖化が、もはや紛れもない事実であることが断言され、人間が温暖化を引き起こしたことは疑う余地がないと断定するに至りました。

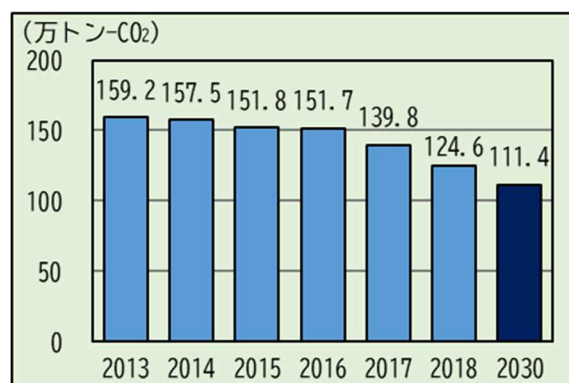
このような気候変動に対する世界的な危機意識の高まりのなか、我が国では2020年11月に、首相が国際社会に対して、温室効果ガスの排出量を2050年までに実質ゼロとする目標を表明しました。また、2021年5月には「地球温暖化対策推進法」が改正され、基本理念にカーボンニュートラルが位置づけられました。さらに、2021年10月には、国の「地球温暖化対策計画」が閣議決定され、温室効果ガス排出量を2030年度において、2013年度から46%削減することが位置づけられました。

このような中、市では地球温暖化に着実に対応するため、「第2期たかつき地球温暖化対策アクションプラン」を2021年3月に策定し、「2030年度までに、2013年度比で温室効果ガスを30%削減すること」を目標に定めています。また、取組の方向性としては、省CO₂となる選択や、温室効果ガス排出量の少ない機器の導入や建物・自動車への転換、再生可能エネルギーの導入や温室効果ガスの吸収源ともなる緑の充実を位置付けています。

この推進のため、市では、「エコハウス補助金」などを通じて市民・事業者が再生可能エネルギー等を導入する際に補助しているほか、広報誌や「エコ&クリーンフェスタ」等のイベントを活用した啓発等を進めています。

このような取組や排出係数（電気1kWhを得るために排出される温室効果ガスの量）の低

下と相まって、2018年（暫定値）の市域の温室効果ガス排出量は124.6万t-CO₂と、2013年度比で約22%削減となっています。



（出典：たかつきの環境（令和3年度版））

図 市域の温室効果ガス排出量の推移

表 電力の排出係数※の推移

単位：kg-CO₂/kWh

年	2013	2014	2015	2016	2017	2018
排出係数	0.522	0.531	0.509	0.509	0.435	0.352

※関西電力株式会社の基礎排出係数

あわせて、市は一事業者として温室効果ガスの削減を図るため、「たかつきエコオフィスプラン」を定め、各職員によるこまめな節電に努めているほか、省エネルギーに資する庁舎等の運用や改修、エコカーや太陽光発電設備の導入などを進めています。

今後の課題

省CO₂に資する技術革新や製品開発、これを促す法令等による取組に加えて、市民・事業者・行政が日常的な活動や様々な契機において温室効果ガス排出量を減らす選択を行っていくこと、さらにはそのための意識の醸成が重要となります。

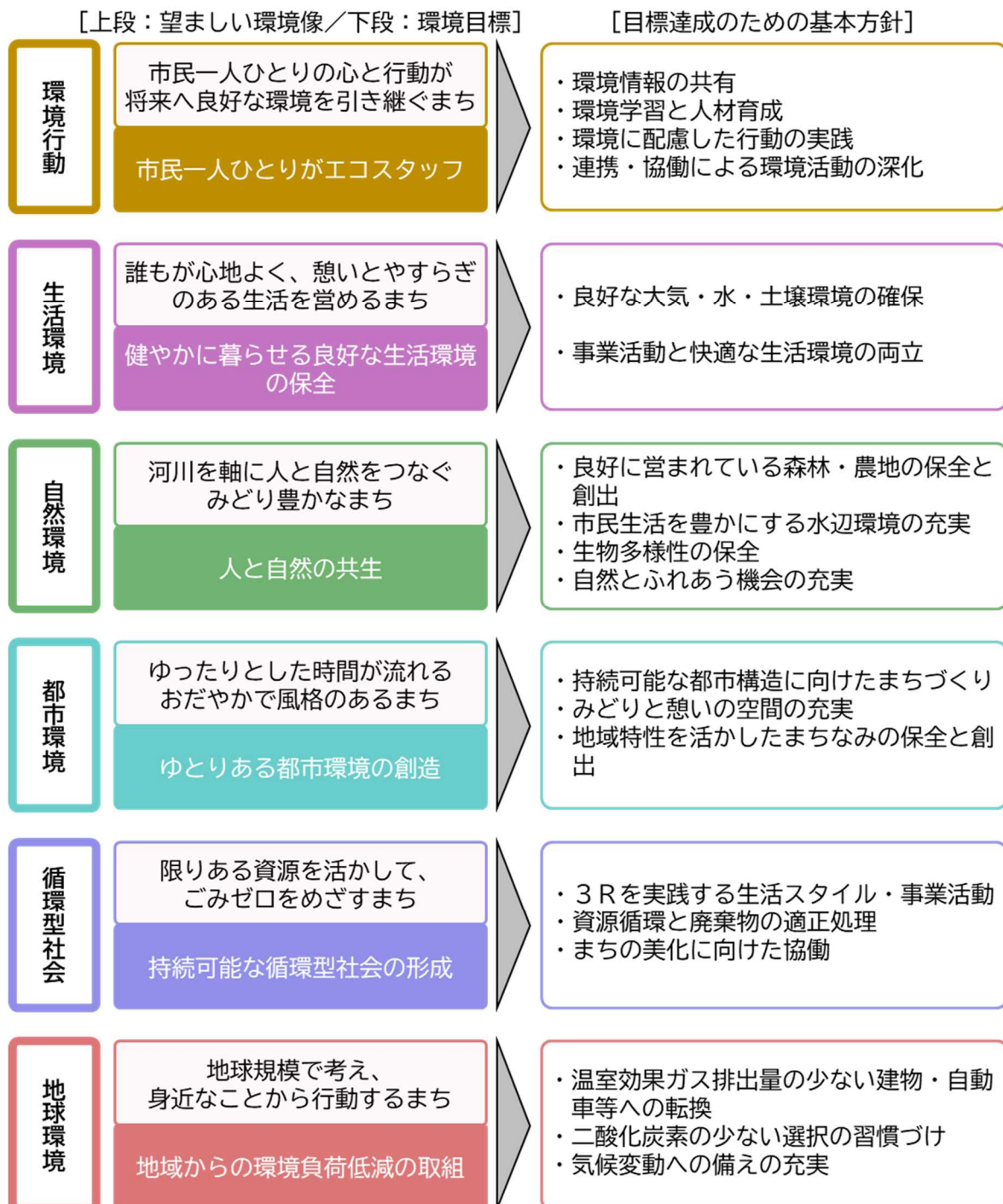
また、今後は改正された地球温暖化対策推進法等を踏まえ、国による各種の施策の具体化が見込まれることから、これに対応して施策の充実を図っていくことが必要です。

第3章 計画の目標

3.1 計画の体系

本計画では、6つの環境分野ごとに望ましい環境像を定めるとともに、これらの望ましい環境像を実現するための環境目標を設定します。また、環境目標に応じて、目標達成のための基本方針を以下の通り定めます。

なお、本計画は時点修正と位置づけていることから、望ましい環境像と環境目標は前計画を踏襲しています。



第4章 目標達成のための基本方針

4.1 環境行動

望ましい環境像	市民一人ひとりの心と行動が将来へ良好な環境を引き継ぐまち
環境目標	市民一人ひとりがエコスタッフ
SDGsへの貢献	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p>4 質の高い教育を みんなに</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>12 つくる責任 つかう責任</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>17 パートナーシップで 目標を達成しよう</p>  </div> </div>

基本方針	
環境情報の共有	環境の現状について正しく理解したうえで行動するため、市民・事業者・行政がそれぞれ正確な情報発信に取り組むとともに、環境情報に対する感度を高め積極的な情報の収集と理解に努めている状況を目指します。
環境学習と 人材育成	環境活動に取り組む人材や自然をはじめとする地域資源を活用しながら、子どもから大人まであらゆる世代が環境について考え・学び続ける様々な機会を設けるとともに、具体的な環境行動を自ら考え実践できる人材として皆が育ち・育てている状況を目指します。
環境に配慮した 行動の実践	それぞれの生活スタイル・事業活動が、自らが住まい・働く地域だけではなく、日本全体、世界各地、地球規模での環境に影響を及ぼしていることを認識し、環境負荷の低減や質の高い環境の実現に向けて、それぞれの役割に応じて環境に配慮した行動に取り組んでいる状況を目指します。
連携・協働による 環境活動の深化	市民・事業者・行政が取り組んでいる各種の活動等について、様々な場面をきっかけとして相互に連携・協働が進み、相乗的な効果が発揮され、いっそう環境活動が市域全体に普及・定着している状況を目指します。

Column コラム

「エシカル消費」って？

エシカル消費とは、環境・地域・人・社会に対して十分に配慮された商品やサービスを選択・購入する消費行動のことで、世界レベルでの社会問題の解決への貢献にも繋がります。

例えば、毎日飲んでいるコーヒーの豆がどのように生産されているのか、購入したばかりの服の原材料の綿がどのような環境で作られているか、まずは調べてみませんか。



4.2 生活環境

望ましい環境像	誰もが心地よく、憩いとやすらぎのある生活を営めるまち
環境目標	健やかに暮らせる良好な生活環境の保全
SDGsへの貢献	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p>3 すべての人に健康と福祉を</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>6 安全な水とトイレを世界中に</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>11 住み続けられるまちづくりを</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>14 海の豊かさを守ろう</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>15 陸の豊かさも守ろう</p>  </div> </div>

基本方針	
良好な大気・水・ 土壌環境の確保	<p>事業者の環境保全意識と行政による定期的な立入検査により、事業に伴う排水・排気等は排出基準を満たした上でさらに低い水準に維持されている状況、また事業活動に伴う新たな土壌汚染が生じていない状況を目指します。さらに、環境モニタリングとして定期的に大気・公共用水域・地下水等の環境実態が把握・公表され、環境基準を十分に満たし、良好な水準であることが幅広く知られている状況を目指します。</p>
事業活動と快適な 生活環境の両立	<p>事業者の高い環境保全意識と周辺居住者との相互理解により、騒音・振動・臭気等が、良好な水準に維持されている状況を目指します。また、周辺住民の生活環境にも配慮したライフスタイルが確立されている状況を目指します。</p> <p>さらに、住工が共存できる調和のとれた土地利用となっている状況を目指します。</p>

Column コラム

芥川は大阪ナンバーワンの水質です！

環境基本法では、河川を利用目的に応じてAAからEまでの6段階（類型）に分類しており、AAは最も良好な水質の河川に適用されます。

本市の中央を流れ、市民の憩いの場として親しまれている芥川は、2017年大阪府内ではじめて、上流部分（塚脇橋以北）が、最上位のAA類型に指定されました。自然豊かな芥川には、多くの魚、鳥、昆虫、植物が生息しています。これからも、このきれいな芥川を大切にしたいですね。

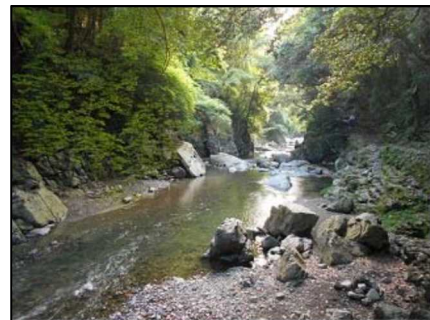


写真 摂津峡

4.3 自然環境

望ましい環境像	河川を軸に人と自然をつなぐみどり豊かなまち
環境目標	人と自然の共生
SDGsへの貢献	    

基本方針	
良好に営まれて いる森林・農地の 保全と創出	北部森林の台風被害からの再生、既存の森林や農地の適正な維持管理と利活用、市内産の農作物・林産品の積極的な消費に、農林業従事者・市民・事業者をはじめとする関係者が取り組み、森林や農地の有する多面的な機能が十分に発揮されている状況を目指します。
市民生活を豊かに する水辺環境の 充実	芥川や淀川を中心に、豊かな生態系の確立、水辺や生き物との触れ合いの場や憩いと潤いの空間の形成、各種関係団体の活動と連携により、日常生活や様々なイベントで市民が水辺に親しんでいる状況を目指します。
生物多様性の保全	貴重な野生動植物の保護や特定外来生物の防除をはじめ、緑と水のネットワークづくりや様々な生物が生息できる空間・拠点の保全と創出などを通じて、生態系から得られる様々な恵みを支える多様な生物が地域に生息している状況を目指します。
自然とふれあう 機会の充実	市民が森林・農地や水辺空間・多様な生態系の重要性を理解し、各種の機会に体感するとともに日常的には保全に向けた取組や配慮に努めている状況を目指します。

Column コラム

自然環境等を守る担い手として活躍しませんか

高槻の良好な自然環境を守り・育て・将来に引き継いでいくため、市ではこれらの担い手を育成する「たかつき市民環境大学」と「市民林業士養成講座」を開催しています。令和2年度までに合計約500名が卒業し、北部森林や芥川などで環境活動に取り組んでいます。両講座とも見て、聞いて、触って、楽しみながら学べます。ぜひ受講してみてください。



4.4 都市環境

望ましい環境像	ゆったりとした時間が流れるおだやかで風格のあるまち
環境目標	ゆとりある都市環境の創造
SDGsへの貢献	   

基本方針	
持続可能な都市構造に向けたまちづくり	都市の拠点とその周辺においては、地域特性に応じた都市機能の集積・高度化、一定の密度を維持した居住空間、高質な徒歩・自転車空間を志向するとともに、これらの相互連携のため市営バスを中心とした円滑・快適に利用できる交通ネットワークを活用した、コンパクトシティ・プラス・ネットワークを念頭に、長期的な人口減少社会においても環境負荷の少ない都市構造が形成された状況を目指します。
みどりと憩いの空間の充実	市街地における貴重なオープンスペースとなる公園や、様々な主体による街なかの緑の保全と創出を通じて、みどりが有する多様な機能を活かした暮らしに憩いと潤いを与える空間が形成されている状況を目指します。
地域特性を活かしたまちなみの保全と創出	長い歴史と風土の中で育まれてきた歴史資産や伝統的なまちなみ、自然と調和した風景、地域特性を活かした新たなまちなみにより、多様な魅力が形成された状況を目指します。

Column コラム

高槻城公園をみどり・歴史・文化でつなげる憩いとにぎわいの空間に

北摂唯一の近世城郭として重要な役割を果たした高槻城。かつて城のあった敷地は歴史資産を活用した公園として市民に親しまれています。

また、高槻城公園と芸術文化劇場の一体的な整備を進めており、歴史資源を活かしながらみどりによる憩いと潤いを与える空間の充実が待たれます。



4.5 循環型社会

望ましい環境像	限りある資源を活かして、ごみゼロをめざすまち				
環境目標	持続可能な循環型社会の形成				
SDGsへの貢献	12 つくる責任 つかう責任 	13 気候変動に 具体的な対策を 	14 海の豊かさを 守ろう 	15 陸の豊かさも 守ろう 	17 パートナーシップで 目標を達成しよう 

基本方針	
3Rを实践する 生活スタイル ・事業活動	ごみの減量（リデュース）、再利用（リユース）を中心とし、これにリサイクルを加えた3Rに、市民・事業者が日々の生活や事業活動の中で様々な内容・方法で取り組むことで、廃棄物による環境負荷の軽減が図られている状況を目指します。
資源循環と 廃棄物の適正処理	限りある資源に係る循環の輪を形成していくため、市民・事業者と回収・再生事業者との相互理解や連携強化、再利用品・リサイクル品の積極的利用が図られている状況を目指します。また、民間の廃棄物処理施設や市の一般廃棄物処理施設においては、法令を遵守したうえで安定的でより環境負荷の低い廃棄物処理と資源の循環に取り組んでいる状況を目指します。
まちの美化 に向けた協働	市民・事業者の高いまちの美化意識により、不法投棄や吸い殻等のポイ捨て等が未然防止されているとともに、日常的な公共空間・公益的空間における美化活動が行われることで、清潔で快適に過ごすことのできる状況を目指します。

Column コラム

フードロスって？

「フードロス」「食品ロス」は、食べるために用意された食品を捨ててしまうことを指します。単に食べ物がもったいないだけではなく、生産・輸入・流通・廃棄するのに必要な資源の無駄遣い、さらには焼却処分に伴い発生するCO₂など、環境面からも大きな問題があります。

あなたも、さっそく食べ物を買すぎない、作りすぎないことにチャレンジしてみませんか。



4.6 地球環境

望ましい環境像	地球規模で考え、身近なことから行動するまち
環境目標	地域からの環境負荷低減の取組
SDGsへの貢献	

基本方針	
温室効果ガス 排出量の少ない 建物・自動車等 への転換	建物や設備・機器を省エネルギー性能の高いものへと転換していくことや、再生可能エネルギーの活用、次世代自動車の普及を図ることで、温室効果ガス排出量が少ない快適な生活環境及び事業環境が確立された状況を目指します。
二酸化炭素の 少ない選択の 習慣づけ	市民・事業者が地球温暖化に係る情報収集や学習を通して、行動に際してより省エネ・温室効果ガス排出量の少ないものを選ぶなど「賢い選択」に取り組み、このような環境に配慮した選択が社会の価値観として共有されている状況を目指します。
気候変動への 備えの充実	気象災害や健康影響など温暖化に伴うリスクについて正確な情報や危機感を共有し、甚大な自然災害の経験を教訓に、一人ひとりが地球温暖化の影響から暮らしや事業活動を守るための取組を行っている状況を目指します。

Column コラム

「温暖化対策」って、わたしも関係あるの？

地球温暖化対策は、個人レベルで取り組んでも意味がないのでしょうか。

そんなことはありません。一人ひとりの取組は、地球温暖化対策に欠かせない重要な要素です。LED照明への更新、省エネ性能の高い家電・設備の導入など、二酸化炭素の排出が伴うエネルギー（電気・ガスなど）の消費量を抑制することが効果的です。

市のホームページでは個人で実践できる取組を紹介していますので、ぜひご覧ください。

高槻市 地球温暖化対策

検索

照明は、LEDを選ぶと約85%省エネ。
年間の電気代は約2,484円お得。



第5章 計画の推進に向けて

5.1 推進体制

本計画の推進に際しては、市民・事業者・行政が本計画の内容を十分に理解するとともに、それぞれの立場で基本方針に基づいた実効性のある具体的な環境行動に取り組むとともに協働することとします。

また、環境行動に取り組む市民団体や事業者が連携・調整する場として「たかつき環境行動ネットワーク」を組織し、市は協働して取組を推進するとともに、事務局として情報共有や意見交換などの連携を支援します。

さらに学識経験者や各種団体、市民等で構成する「高槻市環境・温暖化対策審議会」は、本計画の取組状況について報告を受け、幅広く専門的な立場からの助言を通じて、取組を推進します。

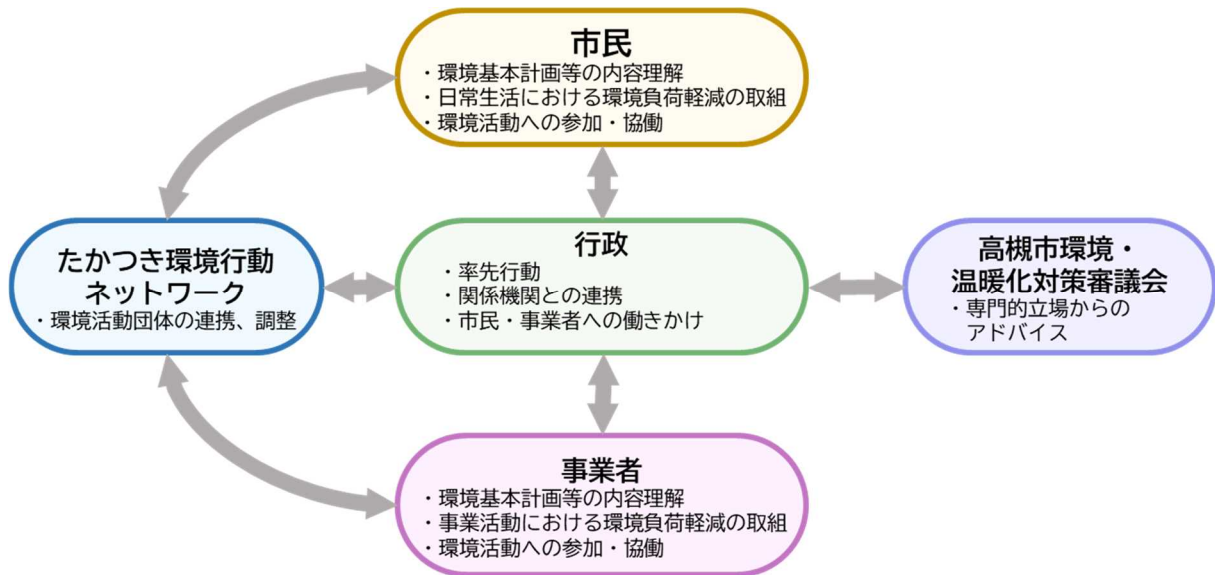


図 推進体制

5.2 進行管理

本計画に基づく取組を着実に実行していくため、PDCA サイクルによる進行管理を行います。そのため、本計画に基づいて「たかつき環境行動計画」を定めるとともに、計画に示される個別の取組状況や定量的な現状把握に用いる指標を活用して、市域の環境の現況把握を行います。さらに、この内容について、毎年作成する環境報告書「たかつきの環境」を活用して公表するとともに、審議会等での議論を通じて、次年度以降の計画や施策にいただいた意見を反映します。



図 進行管理

表 定量的な現状把握に用いる指標

	指標	現状値 (2020)	方向性※
環境行動	【市民意識調査】 良好な環境を目指した活動が豊富と感じる 市民の割合	57.4%	↗
	【市民意識調査】 環境に関する情報が十分にあると感じる 市民の割合	43.8%	↗
生活環境	【総合計画指標】 河川水質（BOD）の環境基準達成状況	100% [3/3 地点]	⇒
自然環境	【市民意識調査】 身近な自然環境とのふれあいを実感している 市民の割合	87.3%	↗
都市環境	【総合計画指標】 景観重点地区の面積	9.3ha	↗
	【総合計画指標】 市民1人当たりの都市公園面積	5.91 m ²	↗
循環型社会	【総合計画指標】 市民1人1日当たりの家庭系ごみ排出量	624g	↘
	【総合計画指標】 市民1人1日当たりの事業系ごみ排出量	256g	↘
	【総合計画指標】 リサイクル率	(2019) 19%	↗
	【市民意識調査】 不法投棄やポイ捨ての少ない美しいまちと感じる 市民の割合	59.6%	↗
地球環境	【地球温暖化対策アクションプラン指標】 市域の温室効果ガス排出量削減率（2013年度比）	(2018) 21.7%	↗

※矢印の向きは望ましい方向性を示します。

資料編

[1]高槻市環境基本条例

○高槻市環境基本条例

平成13年3月28日

条例第10号

私たちのまち高槻は、北は景勝摂津峡をいだけ北摂連山につつまれ、南は淀川の悠久の流れに臨み、豊かな自然に恵まれている。また大阪と京都を結ぶ交通の要衝として早くから文化の華が開き、数多くの遺跡や文化財を有している。

このような水と緑に恵まれ歴史を有する高槻の環境は、私たちの貴重な財産である。

ところが、近年の人口急増に伴う都市化の進展によって身近な自然は減少し、さらには、私たちの日常生活や事業活動における便利さ、物質的豊かさの追求が、地球温暖化やオゾン層の破壊を生むなど地球環境に大きな負荷を与え、人類の存続基盤そのものを脅かすまでになってきている。

もとより、健康で文化的な生活を営むうえで、良好な環境を享受することは私たちの権利であり、貴重な財産としての環境を守り、育て、将来の世代に継承していくことは私たちの責務である。

それゆえ、私たちは、自らの活動が地域の環境、ひいては地球環境に影響を与えていることを認識し、市、市民及び事業者が互いに連携し、協働することによって環境への負荷の少ない持続的発展が可能な循環型社会の形成を目指す必要がある。

ここに、私たちは、私たちの総意として、良好な環境を確保し、もって地球環境の保全に貢献するため、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全及び創造につ

いて基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、これに基づく施策を総合的かつ計画的に推進し、もって市民が健康で文化的な生活を営むことのできる良好な環境を確保し、地球環境の保全に貢献することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

(2) 地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又は広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、次に掲げる理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、推進されなければならない。

(1) 全ての市民が健康で文化的な生活を営むことができる良好な環境を確保し、これを将来の世代へ継承していくこと。

(2) 多様な生態系及び自然環境に配慮し、人と自然との共生を図ること。

(3) 資源の適正な管理及び循環的な利用を図り、環境への負荷をできるだけ低減し、持続的に発展することが可能な循環型社会を形成すること。

(4) 人類共通の課題である地球環境の保全を自らの課題として捉え、これを積極的に推進す

ること。

(市の責務)

第4条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を策定し、及び実施しなければならない。

2 市は、自ら行う事業の実施に当たっては、環境の保全及び創造に配慮するとともに、環境への負荷の低減に努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、日常生活において、良好な環境を損なうことがないようにするとともに、資源、エネルギー等の有効利用を図り、廃棄物の発生の抑制等を進めることにより、環境への負荷の低減に努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、その事業活動に伴い、良好な環境を損なうことがないように、自らの責任において適切な措置を講じなければならない。

2 事業者は、資源、エネルギー等の有効利用を図るとともに、廃棄物の発生の抑制等を進めることにより、環境への負荷の低減に努めなければならない。

(各主体の協働)

第7条 市、市民及び事業者は、互いに協働して環境の保全及び創造を推進するものとする。

第2章 基本方針等

(施策の基本方針)

第8条 市は、基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本方針として、環境の保全及び創造に関する施策を策定するものとする。

(1) 大気、水、土壌等を良好な状態に保持することにより、市民の健康を保護し、生活環境を保全すること。

(2) 野生生物の生息及び生育環境に配慮すること等により、豊かな生態系を保持するとともに、河川、森林等の自然環境を適正に保全し、人と自然との共生を図ること。

(3) 水や緑に親しむことができる生活空間の形成、地域の特性を活かした良好な都市景観の

形成、歴史的文化的環境の保全及び活用等により、快適な都市環境を創造すること。

(4) 資源の循環的利用、エネルギーの消費の抑制、廃棄物の発生の抑制等を図り、資源循環型の社会を形成すること。

(5) 地球環境の保全を推進すること。

(環境基本計画)

第9条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境基本計画を定めなければならない。

2 環境基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 環境の保全及び創造に関する目標及び施策

(2) その他環境の保全及び創造に関する施策を推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民、事業者又はこれらの者の組織する団体（以下「市民等」という。）の意見を反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、第25条第1項に規定する高槻市環境・温暖化対策審議会（同項を除き、以下「審議会」という。）の意見を聴かななければならない。

5 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表するものとする。

6 前3項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境基本計画との整合性)

第10条 市長は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るものとする。

(年次報告)

第11条 市長は、環境基本計画の適正な進捗管理を図るため、市域の環境の現状並びに環境の保全及び創造に関する施策の実施状況について、年次報告書を作成し、公表するとともに、これに対する市民の意見を添えて、審議会に報

告しなければならない。

第3章 基本的施策

(環境影響評価の推進)

第12条 市は、土地の形状の変更、工作物の新設その他の環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を行おうとする者が、その事業を実施するに当たり、あらかじめその事業に係る環境への影響について、自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(規制の措置)

第13条 市は、環境の保全及び創造を図るため必要があると認めるときは、規制の措置を講ずるものとする。

(経済的措置等)

第14条 市は、市民等が自ら行う環境への負荷の低減に資する活動を促進するため、必要があると認めるときは、経済的な助成その他の措置を講ずるものとする。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため、市民等に対し適正かつ公平な経済的負担を課すことについての調査及び研究を行い、必要があると認めるときは、その措置を講ずるものとする。

(資源の循環的利用等に係る措置)

第15条 市は、環境への負荷の低減を図るため、市民等による資源の循環的利用、エネルギーの消費の抑制、廃棄物の発生の抑制等が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(環境への負荷の低減に資する物品等の利用の促進)

第16条 市は、自ら環境への負荷の低減に資する物品等の利用を図るとともに、市民等においても当該物品等の利用が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(監視体制の整備等)

第17条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を実施するため、環境の状況等の把握に必要な監視、測定及び検査の体制の整備に努めるものとする。

2 市は、化学物質が環境に与える影響等についての調査及び研究を行うものとする。

(環境教育及び学習の振興等)

第18条 市は、市民等が環境の保全及び創造について理解を深め自発的な活動を行うことができるように、環境に関する教育及び学習の振興その他必要な措置を講ずるものとする。

(情報の収集及び提供)

第19条 市は、環境の保全及び創造に関する情報の収集及び提供に努めるものとする。

(市民等の参加)

第20条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するに当たり、市民等の参加、協力等が得られるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、市民等による環境の保全及び創造に関する自発的な活動が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(地球環境の保全)

第21条 市は、地球環境の保全に資する施策を積極的に推進するものとする。

2 市民等は、その日常生活及び事業活動が地球環境の保全と密接に関係することに鑑み、市と協働して地域における地球環境の保全のための活動に取り組むよう努めなければならない。

(国、他の地方公共団体との協力)

第22条 市は、環境の保全及び創造のための広域的な取組が必要とされる施策については、国及び他の地方公共団体と協力してその推進に努めるものとする。

(施策の推進体制)

第23条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的に調整し、市民等とともに推進するための体制を整備するものとする。

(財政上の措置)

第24条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第4章 環境・温暖化対策審議会

第25条 市長の附属機関として、高槻市環境・温暖化対策審議会を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 環境基本計画に関すること。
- (2) 地球温暖化対策に関すること。
- (3) その他環境の保全及び創造に関する重要事項

3 審議会は、前項に規定する事項に関し、市長に意見を述べることができる。

4 審議会は、委員25人以内で組織する。

5 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 市議会の議員
- (2) 学識経験のある者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 関係団体の役員
- (5) その他市長が適当と認める者

6 委員の任期は2年とし、再任されることを妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

8 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

[2]策定経緯

1) 高槻市環境・温暖化対策審議会委員（2022年3月現在）

区分	氏名	所属等
市議会議員	高木 隆太	高槻市議会議員
	遠矢 家永子	高槻市議会議員
学識経験のある者	岩淵 善美	平安女学院大学 教授
	奥平 桂一郎	大阪医科薬科大学 教授
	黒坂 則子	同志社大学 教授
	河野 公一	大阪医科薬科大学 名誉教授
	藤井 康代	京都先端科学大学 教授
	前迫 ゆり	大阪産業大学 教授
	槇村 久子	京都女子大学 宗教・文化研究所客員研究員
	三輪 信哉	大阪学院大学 教授
関係行政機関の職員	小林 正興	大阪府環境農林水産部環境管理室 室長
関係団体の役員	上田 光雄	高槻市コミュニティ市民会議 参与
	川端 蓉子	高槻エイフボランティアネットワーク 副会長
	都解 浩一郎	大阪府森林組合 理事三島支店長
	辻本 豊廣	高槻市農業委員会 常任委員
	新美 英代	高槻商工会議所 専務理事
	宮島 彰	たかつき環境市民会議 副代表
その他市長が 適当と認める者	河野 佳苗	公募市民
	西城 昌恵	公募市民
	山倉 薫	地球温暖化防止活動推進員

2) 計画策定の経過

	開催日	主な審議事項
第1回 審議会 諮問	令和3年7月5日	<ul style="list-style-type: none"> ●第2次高槻市環境基本計画〔改訂版〕の見直しについて (諮問) ①見直しの背景と目的 ②市域における現状と課題、社会情勢 ③基本方針の見直し
第2回 審議会	令和3年9月17日 ～10月6日	<ul style="list-style-type: none"> ※新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言に伴い書面開催 ●第2次高槻市環境基本計画〔改訂版〕の見直しについて ①前回審議会の主な意見内容と対応方針について ②目標達成のための基本方針について ③第2次高槻市環境基本計画〔令和4年3月改訂版〕イメージについて ④今後の進め方について
意見 交換会	令和3年10月1日 10月2日	<ul style="list-style-type: none"> ●市民団体(13団体)との意見交換会(一部団体書面参加)
第3回 審議会	令和3年11月2日	<ul style="list-style-type: none"> ●第2次高槻市環境基本計画〔改訂版〕の見直しについて ①第2回審議会の意見内容と対応方針について ②市民団体との意見交換会について ③第2次高槻市環境基本計画〔令和4年3月改訂版〕素案について ④今後の進め方について
答申	令和3年11月11日	<ul style="list-style-type: none"> ●第2次高槻市環境基本計画〔改訂版〕の見直しについて (答申)
パブリック コメント	令和3年12月20日 ～令和4年1月19日	<ul style="list-style-type: none"> ●第2次高槻市環境基本計画〔令和4年3月改訂版〕素案 に対するパブリックコメントの実施 ・意見者数 個人5人 ・意見件数 18件

3) 諮問書

高市環第724号

令和3年7月5日

高槻市環境・温暖化対策審議会

会長 河野 公一 様

高槻市長 濱田 剛史

第2次高槻市環境基本計画〔改訂版〕の見直しについて（諮問）

高槻市環境基本条例第9条第4項の規定に基づき、下記の事項について諮問します。

記

本市では、平成24（2012）年3月に「第2次高槻市環境基本計画」を、平成29（2017）年3月には社会状況等の変化を踏まえて見直した「第2次高槻市環境基本計画〔改訂版〕」を策定し、環境行動・生活環境・自然環境・都市環境・循環型社会・地球環境の6つの分野において環境目標と基本方針を定めました。

その後、これらに基づいて市民・事業者・市が協働して各種の取組を進めるなかで、市域においては新名神高速道路の供用（平成29（2017）年12月）、エネルギーセンター第3工場の稼働（平成31（2019）年4月）、安満遺跡公園の全面開園（令和3（2021）年3月）などの基盤整備が進展しました。また、平成30（2018）年には台風第21号により北部森林への甚大な被害が生じるなど、環境を取り巻く諸情勢に変化が生じています。

このような中、本市では令和3（2021）年3月に「第6次高槻市総合計画」を定め、将来の都市像の一つとして「良好な環境が形成されるまち」を改めて位置づけ、引き続き総合的かつ計画的に環境施策を推進していくこととしました。また、国際的にも地球温暖化対策がさらに進展するなかで、同年3月に「第2期たかつき地球温暖化対策アクションプラン」を策定し、市域全体における温室効果ガス排出量削減に向けた取組の一層の促進を図っているところです。

これらの取り巻く状況の変化を踏まえ、このたび本市の環境施策の基本理念となる第2次高槻市環境基本計画〔改訂版〕の時点修正をおこなうこととしましたので、貴審議会の意見を求めます。

4) 答申書

令和3年11月11日

高槻市長 濱田 剛史 様

高槻市環境・温暖化対策審議会
会長 河野 公一

第2次高槻市環境基本計画〔改訂版〕の見直しについて（答申）

令和3年7月5日付け高市環第724号で諮問のあったみだしのことについて、3回にわたる審議会での審議を踏まえ、下記のとおり答申します。

記

提示された第2次高槻市環境基本計画〔令和4年3月改訂版〕（素案）は概ね適切であると認めます。

今後、計画を確定するにあたっては、審議の過程で提起された多くの意見や行政素案に対して寄せられた市民からの意見を尊重して作成するよう要望します。

令和4年3月発行

発行 高槻市

編集 高槻市 市民生活環境部 環境政策課

〒569-0067 高槻市桃園町2番1号

TEL 072-674-7486

URL <http://www.city.takatsuki.osaka.jp>

